

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

① 防衛特別所得税(仮称)の創設 (大綱 P.136)

(1) 納税義務者

- ①所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、防衛特別所得税を納める義務があります。
- ②所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務があります。

(2) 税額の計算

- ①防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とされます。
- ②防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされます。
- ③基準所得税額の計算その他上記①及び②以外の税額の計算については、復興特別所得税と同様とされます。

(3) その他

- ①申告、納付等、源泉徴収等、質問検査権及び罰則等については、復興特別所得税と同様とされます。
- ②その他所要の措置が講じられます。

② 復興特別所得税の改正 (大綱 P.136)

(1) 復興特別所得税の税率

1.1% (現行: 2.1%) に引き下げられます。

(2) 復興特別所得税の課税期間

令和29年まで(現行: 令和19年まで)の間とされます。

適用期日等: 上記(1)の改正については、令和9年分以後の所得税等について適用

令和19年

現行	復興特別所得税 2.1%
----	--------------

令和9年

令和29年

改正後	復興特別所得税 2.1%	復興特別所得税 1.1%
		防衛特別所得税 1.0% (令和9年以後当分の間)